

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日の指定……………一
……………(デジタルサービス局戦略部デジタル改革課)……………一
- 生活保護法による介護機関の指定……………一
……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………一
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………二
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………二
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
……………(同)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………三
……………(同)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………四
……………(同)……………四
- 令和三年三月三十一日付東京都規則第七十号……………四
……………(同)……………四
- 令和三年五月六日付東京都公告……………四
……………(同)……………四

告示

●東京都告示第七百四十五号

令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則(令和三年東京都規則第二百五十四号)により指定された令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態に関し、東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例(令和二年東京都条例第五十四号)第五条において準用する同条例第三条第一項及び第二項の規定により、特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のとおり指定する。

令和三年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
救急業務等に関する条例(昭和四十八年東京都条例第五十六号)第十四条第二項の規定による患者等搬送事業者の認定	東京都内で患者等の搬送事業を行う者	令和三年九月三十日
火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)第二十三条第一項ただし書の規定による消防総監が指定する場所における喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みの承認	東京都内で承認を受けている者	同右
火災予防条例第五十五条の五の十の規定による優良防火対象物の認定	東京都内で認定を受けている者	同右

●東京都告示第七百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1344950309	有限会社中貴	東京都東大和市上北台1-949-9-168	中貴薬局	東京都武蔵村山市学園3-59-3 コロコロセンター2階	居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1344950309	有限会社中貴	東京都東大和市上北台1-949-9-168	中貴薬局	東京都武蔵村山市学園3-59-3 コロコロセンター2階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1331283654	医療法人社団厚良会	東京都世田谷区北沢2-22-15 シモキタウエスト1階	医療法人社団厚良会 たねいち歯科医院	東京都世田谷区北沢2-22-15 シモキタウエスト1階	居宅療養管理指導	令和3年3月1日
1331283654	医療法人社団厚良会	東京都世田谷区北沢2-22-15 シモキタウエスト1階	医療法人社団厚良会 たねいち歯科医院	東京都世田谷区北沢2-22-15 シモキタウエスト1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年3月1日
1341556612	株式会社ファーコス	東京都千代田区神田練堀町68-1 ムラタヤビル2階	ファーコス薬局阿佐谷	東京都杉並区阿佐谷南3-37-4 パルティールアサガヤ1階	居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1341556612	株式会社ファーコス	東京都千代田区神田練堀町68-1 ムラタヤビル2階	ファーコス薬局阿佐谷	東京都杉並区阿佐谷南3-37-4 パルティールアサガヤ1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1332081321	医療法人社団大生会	東京都荒川区町屋5-7-2	医療法人社団大生会 かすが歯科	東京都練馬区貫井5 3 11 第5カネサカ1階	居宅療養管理指導	令和3年1月1日
1332081321	医療法人社団大生会	東京都荒川区町屋5-7-2	医療法人社団大生会 かすが歯科	東京都練馬区貫井5-3-11 第5カネサカ1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年4月1日

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により上板橋駅南口駅前東地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年五月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

片桐 正隆

二 住所

板橋区上板橋一丁目十三番十号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年五月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年五月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
ヨドバシ西新宿MYビル
- 二 店舗所在地
新宿区西新宿一丁目十番一号
- 三 設置者名
株式会社ヨドバシホールディングス
- 四 設置者住所
新宿区新宿五丁目三番一号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ヨドバシカメラ
- 六 新設をする日
令和四年一月一日
- 七 店舗面積の合計
三千七百四十九平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数
店舗内 三十二台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数
店舗内 五台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積
隔地 四十六平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗内 十八・七三立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻
午前七時
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻
午後十時
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後十時三十分まで
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
一箇所 店舗西側
- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで
二十四時間

<p>きる時間帯</p> <p>十七 届出日 令和三年四月三十日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 令和三年五月二十四日から同年九月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年五月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和三年五月二十四日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>一 店舗名 丸井新宿東口ビル</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目十八番一号</p> <p>三 設置者名 芙蓉総合リース株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区麴町五丁目一番地一</p> <p>五 変更前の設置者住所 千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号</p> <p>六 変更後の設置者住所 千代田区麴町五丁目一番地一所</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 青山商事株式会社ほか四名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 青山商事株式会社ほか二名</p> <p>九 変更日 令和二年十二月十六日ほか</p> <p>十 届出日 令和三年五月六日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 令和三年五月二十四日から同年九月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 京王新宿追分ビル</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目一番十三号</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 JAPAN RETAIL</p>
<p>一 店舗名 スーパーアルプス長房店</p> <p>二 店舗所在地 八王子市長房町五百五十</p> <p>三 設置者名 株式会社スーパーアルプス</p> <p>四 店舗面積の合計 令和三年二月一日が千平方メートル以下となる日</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 イケア・ジャパン株式会社</p> <p>七 変更日 令和三年五月一日</p> <p>八 届出日 令和三年五月七日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和三年五月二十四日から同年九月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>令和三年五月二十四日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>一 店舗名</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>三 設置者名</p> <p>四 設置者住所</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称</p>

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年五月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

西武池袋本店・池袋パルコ・池袋ショッ
ピングパーク

二 店舗所在地

豊島区南池袋一丁目二十八番一号ほか

三 設置者名

株式会社セブン&アイ・アセットマネジ
メントほか五名

四 意見

ア 聴取者 豊島区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年五月十日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

令和三年五月二十四日から同年六月二十
四日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例（平成元年東京都条例第十号）に
定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○令和三年三月三十一日付東京都規則第七十号

ページ一段一行一誤一正

増刊23

四一上一 五一第六十六の二 一第六十六条の二

○令和三年五月六日付東京都公告

七ページ上段、七ページ下段及び八ページ上段の各表を
次のように訂正する。

選挙区名	日 時	場 所
千代山区	令和3年5月14日 午後2時	千代山区役所本庁舎1階区民ホール 千代山区九段南一丁目2番1号
中央区	令和3年5月11日 午後1時30分	中央区役所本庁舎8階大会議室 中央区築地一丁目1番1号
港区	令和3年5月14日 午後2時	港区役所9階911～913会議室 港区芝公園一丁目5番25号
新宿区	令和3年5月10日 午後2時	新宿区役所本庁舎5階新宿区議会第二委員会室 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
文京区	令和3年5月19日 午後1時30分	文京区役所21階会議室 文京区春日一丁目16番21号 文京区シブヤクセンター21階
台東区	令和3年5月20日 午前10時	台東区役所10階1001会議室 台東区東上野四丁目5番6号
墨田区	令和3年5月10日 午後2時	墨田区役所12階122会議室 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
江東区	令和3年5月17日 午後1時30分	江東区役所7階71会議室 江東区東陽四丁目11番28号
品川区	令和3年5月14日 午後1時30分	品川区役所第二庁舎5階253会議室 品川区広町二丁目1番36号
目黒区	令和3年5月15日 午後2時	目黒区総合庁舎第15会議室 目黒区上目黒二丁目19番15号
大田区	令和3年5月23日 午後2時	大田区役所本庁舎11階第5・第6委員会室 大田区蒲田五丁目13番14号
世田谷区	令和3年5月16日 午後2時	世田谷区役所第三庁舎3階グローバルホール 世田谷区世田谷四丁目22番33号
渋谷区	令和3年5月22日 午後2時	渋谷区役所本庁舎14階大集会室 渋谷区宇田川町1番1号
中野区	令和3年5月22日 午後2時	中野区役所7階第10会議室 中野区中野四丁目8番1号

選挙区名	日 時	場 所
杉並区	令和3年5月18日 午後1時30分	杉並区役所西棟6階第5・第6会議室 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
豊島区	令和3年5月14日 午後3時	豊島区役所本庁舎8階807・808会議室 豊島区南池袋二丁目45番1号
北区	令和3年5月20日 午後2時	北区役所滝野川分庁舎1階大会議室 北区滝野川二丁目52番10号
荒川区	令和3年5月11日 午後2時	荒川区役所3階304・305会議室 荒川区荒川二丁目2番3号
板橋区	令和3年5月10日 午前9時30分	板橋区役所北館9階大会議室 板橋区板橋二丁目66番1号
練馬区	令和3年5月25日 午後2時30分	練馬区役所本庁舎20階交流会場 練馬区豊玉北六丁目12番1号
足立区	令和3年5月12日 午後2時	足立区役所南館13階大会議室 足立区中央本町一丁目17番1号
葛飾区	令和3年5月19日 午前9時30分	葛飾区役所新館701・702会議室 葛飾区立石九丁目13番1号
江戸川区	令和3年5月17日 午前10時	グリーンビル本館5階常盤 江戸川区松島一丁目38番1号
八王子市	令和3年5月21日 午後2時	八王子市役所本庁舎8階801会議室 八王子市元本郷町三丁目24番1号
立川市	令和3年5月17日 午前10時	立川市役所本庁舎1階101会議室 立川市泉町1156番地の9
武蔵野市	令和3年5月18日 午後2時	武蔵野市役所西棟4階412会議室 武蔵野市緑町二丁目2番28号
三鷹市	令和3年5月18日 午後2時	三鷹市公会堂さんさん館3階第1～第3会議室 三鷹市野崎一丁目1番1号
青梅市	令和3年5月11日 午前10時	青梅市役所本庁舎2階202・203会議室 青梅市東青梅一丁目11番地の1

選挙区名	日 時	場 所
府 中 市	令和3年5月14日 午後2時	府中市役所北庁舎3階第5・6会議室 府中市宮西町二丁目24番地
昭 島 市	令和3年5月14日 午後1時30分	昭島市役所1階市民ホール 昭島市田中町一丁目17番1号
町 田 市	令和3年5月21日 午後2時	町田市庁舎2階2-1会議室 町田市森野二丁目2番22号
小 金 井 市	令和3年5月12日 午後2時	小金井市役所第二庁舎6階601会議室 小金井市前原町三丁目41番15号
小 平 市	令和3年5月11日 午後1時30分	小平市健康センター4階視聴覚室 小平市学園東町一丁目19番12号
日 野 市	令和3年5月19日 午後3時	日野市役所本庁舎5階505会議室 日野市和明一丁目12番地の1
西 東 京 市	令和3年5月19日 午後2時	西東京市役所血無行舎5階503会議室 西東京市南町五丁目6番13号
西 多 摩 市	令和3年5月11日 午後2時	羽村市役所分庁舎2階活動室 羽村市緑ヶ丘五丁目1番地30
南 多 摩 市	令和3年5月10日 午後2時	稲城市役所本庁舎1階議会会議室 稲城市東長沼211番地
北 多 摩 市	令和3年5月22日 午前9時30分	東大和市役所会議棟1階第1・2会議室 東大和市中央三丁目330番地
北 多 摩 市	令和3年5月11日 午後2時	国立市役所2階委員会室 国立市富士見台二丁目47番地の1
北 多 摩 市	令和3年5月19日 午後2時	調布市文化会館をくぐり8階映像シアター 調布市小島町二丁目33番地1
北 多 摩 市	令和3年5月7日 午後2時	東久留米市役所本庁舎7階704会議室 東久留米市本町三丁目3番1号
島 根 県	令和3年5月25日 午後2時	東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京駅前第一本庁舎北塔40階

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝 美 印 刷 株 式 会 社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

